

○四国地方整備局告示第51号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年3月30日

四国地方整備局長 石橋 良啓

第1 起業者の名称 香川県及び高松市

第2 事業の種類 二級河川香東川水系椋川ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 香川県高松市塩江町安原上東字菖蒲野、字田中、字嵯峨野、字粉谷及び字下所地内
- 2 使用の部分 香川県高松市塩江町安原上東字菖蒲野、字田中、字嵯峨野、字粉谷及び字下所地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県高松市塩江町安原上東地内に施行する「二級河川香東川水系椋川ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「二級河川香東川水系椋川ダム建設工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダム及び同条第18号に掲げる水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される県道の従来機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道

府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業が計画されている香東川水系椈川（以下「椈川」という。）は、河川法第5条第1項の二級河川であり、同法第10条第1項の規定により、香川県知事が河川管理者となること、また本件事業に必要となる予算措置も講じていると認められることから、起業者である香川県は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

また、水道事業者としての高松市は、水道法第6条の規定による認可を受けていること、また本件事業に必要となる予算措置も講じていると認められることから、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

香東川水系香東川（以下「香東川」という。）は、その源を香川県木田郡三木町の高仙山付近に発し、高松市塩江町を西に流れつつ、阿讃山脈の大滝山に源を発する椈川等の支川を合流しながら、その後流れを北に変え、高松市西部を貫流し、瀬戸内海に注ぐ、流路延長33.0km、流域面積113.2km²の二級河川である。

香東川流域は、四国地方における行政及び経済の中枢をなす高松市を擁し、その流水は、水道用水やかんがい用水として広く利用されている。

しかし、香東川流域は梅雨期や台風期に降雨が集中し、この時期に多くの洪水被害が発生している。特に昭和50年8月豪雨による洪水では、浸水家屋47戸にのぼる被害が発生し、近年においても、平成16年10月の台風23号による洪水により、家屋の浸水被害等が発生している。

このように香東川流域では幾度も洪水被害が発生している一方、近年頻発している渇水により、河川流量が減少し、瀬切れが起こるなど、既得水利権者の安定的な取水や、動植物の生息・生育環境、河川の水質保全に影響を及ぼしている。

さらに、高松市の水道用水は、一級河川吉野川を水源とする香川用水に大きく依存しており、香川用水は、近年1～2年に1回の頻度で発生している渇水の度に取水制限が実施され、取水量が大幅に落ち込むなどにより、市民生活や社会経済活動に大きな影響を与えている。

加えて、通常、利水に係る計画は10年に1回程度起こりうる規模の渇水（以下「計画規模の渇水」という。）に対応することを目標としているところ、香東川水系においてはこの規模を越える渇水（以下「異常渇水」という。）時には、河川環境維持等のための必要水量が確保できず、深刻な被害をもたらしており、さらに近年においては、平成6年に代表されるように、異常気象等による大規模な渇水が懸念されることから、異常渇水に対する対策が求められている。

このような状況に対処するため、香東川水系の治水対策として平成13年5月に「香東川水系河川整備基本方針」が策定され、これを受け、平成15年12月に計画対象期間を概ね20年間とする「香東川水系河川整備計画」（以下「整備計画」という。）が策定され、同計画において、概ね50年に1度発生する洪水に対して、基準地点岩崎（以下「岩崎地点」という。）におけるピーク流量を既設の内場ダム（以下「内場ダム」という。）と本件事業による椀川ダム（以下「椀川ダム」という。）で $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ から $930\text{m}^3/\text{秒}$ に低減するとしている。

そして、本件事業は河川法第79条第2項に基づき、「ダム等建設事業全体計画書」が策定され、以下の点が定められている。

まず、椀川ダムの建設予定地点における計画高水流量 $190\text{m}^3/\text{秒}$ のうち、 $120\text{m}^3/\text{秒}$ の洪水調節を行うこととし、そのための容量として $2,760,000\text{m}^3$ を確保することとしている。

また、香東川における既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るため、岩崎地点において $0.23\text{m}^3/\text{秒}$ の流量を確保することとし、そのための容量として $2,180,000\text{m}^3$ を確保することとしている。

さらに、計画規模の渇水を想定し、新たな水道用水として、高松市に最大 $9,000\text{m}^3/\text{日}$ を供給するため、 $1,990,000\text{m}^3$ の容量を確保することとしている。

加えて、異常渇水時に備え、渇水対策容量を確保するとした整備計画を踏まえ、河川維持流量等の補給を行うための緊急水として、 $3,360,000\text{m}^3$ の容量を確保することとしている。

本件事業は、これらに基づき、香東川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水の確保及び異常渇水時の緊急水の確保を目的として多目的ダムを建設するものである。本件事業の完成により、内場ダムと相まって、洪水時の流量を低減させ、目標とする計画高水流量を安全に流下させることが可能となり、香東川流域における洪水被害が軽減されることとなる。また、計画規模の渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を維持することが可能となるとともに、高松市において、計画規模の渇水時においても、安定供給可能な水道用水を確保

することが可能となる。さらに、異常渇水時に河川維持流量等に緊急水を補給することが可能となる。

これらのことから、本件事業は流域住民の生命及び財産の保護、河川環境の保全、高松市の水道用水の安定的な確保並びに異常渇水時における被害軽減に寄与することが認められる。

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は任意で環境調査を実施し、学識経験者等による香川県ダム環境委員会を設置し、そこでの評価・検討を継続して行っている。

その結果によると、本件事業の工事期間中の生活環境等に与える影響については、大気質、騒音、振動ともに基準値を下回っており、影響は小さいとされているが、低騒音型機械の採用など更なる影響の低減に配慮することとしている。また、水環境のうち、貯水池の水温については上昇する傾向にあると予想され、また、土砂による水の濁りについては大規模出水時に長期化すると予想されるものの、選択取水設備を設置するなどの保全措置を講じることにより、環境への影響は回避・低減できると評価されていることから、起業者はこれらの措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の調査及びそれに対する評価・検討によると、起業地及びその周辺の土地において、動物については、香川県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているカジカ大卵型・陸封型等の重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているウスバヒョウタンボク、ユキモチソウ及び準絶滅危惧として掲載されているエビネ、ツメレンゲ、香川県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているワサビ及び準絶滅危惧として掲載されているミミナグサ、ジガバチソウ等の重要な種が確認されている。このうち、カジカ大卵型・陸封型については、四国においては当流域のみに生息し、環境の変化に対して復元が困難なこと、また、生息環境の改変率が比較的大きいことから、養殖・移殖を実施するなどの保全措置を講じることとしている。また、ウスバヒョウタンボク、ユキモチソウ、エビネ、ツメレンゲ、ワサビ、ミミナグサ及びジガバチソウについては、個体の移植や継続的なモニタリングにより、影響は回避できると評価されており、これらの措置を講じることとしている。さらに、予測し得なかった環境に及ぼす影響が見られた場合は、必要に応じて調査を実施し、適

切な措置を講じるなど、環境の保全に取り組むこととしている。

なお、起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、香東川の氾濫による洪水被害の軽減、計画規模の渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水の確保及び異常渇水時の緊急水の確保を目的として、堤高88.5m、総貯水容量10,560,000^m³の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、これらに必要な水量を確保するうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業のダムサイトについては、椀川流域において、ダム堤頂長を短くするため、十分な高さを備えた狭隘な谷地形であること、ダムの背後に貯水量を十分確保できること等を条件として検討をした結果、申請案のほか、申請案の約700m上流に建設する案、申請案の約1,300m上流に建設する案の3案による比較が行われている。

申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、水没戸数は他案より多いものの、集水面積が最も大きいことから、ダム高・堤体積を最も小さくすることができ、施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う県道の付替工事の事業計画についても、実現可能な3つの案についての検討を行ったところ、申請案は、道路延長は長いですが、施工上の問題は特に無く、事業費も最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、香東川流域では幾度も洪水被害が発生していること、近年頻発する渇水が動植物の生息及び生育環境等に影響を及ぼしていること、高松市において、計画規模の渇水時の水需要に対応する必要があること、異常渇水に対応する必要があることなどから、香東川流域の洪水調節、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道水の確保及び異常渇水時の緊急水の確保のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、利水者である高松市長を会長とする、香東川水系ダム建設期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 香川県高松市役所
浄水課